

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 6月 8日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	3号機	所内用圧縮空気系海水熱交換機建屋圧縮空気排水配管において、配管詰まり(排水弁を開にしても空気が出ない)が認められたため、当該配管を点検・清掃。	G III	
2	3号機	所内用圧縮空気系海水熱交換機建屋圧縮空気配管排水弁において、弁シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	
3	3号機	所内用圧縮空気系活性炭式希ガスホールドアップ装置建屋入口弁において、弁シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	